

会員企業向け融資

大商プレミアム融資

のご案内

14金融機関それぞれに、大阪商工会議所会員企業向け商品として、金利、手数料などに優遇措置を設けたオリジナル商品を開発していただきました。貴社に合う商品を見つけていただき、新しい金融機関とのお付き合いを始めるきっかけにお役立てください。

【参加金融機関・商品一覧】

(2023年 6月25日現在)

【お申し込みいただける方】

大阪商工会議所会員企業(大阪市内に主たる事業所がある方) ※金融機関によって業歴、会員歴等で条件がある場合がございます。

【お申し込み方法】

①希望金融機関の決定: 「参加金融機関・商品一覧」ならびに大阪商工会議所のホームページ(<https://www.osaka.cci.or.jp/Jigyou/premium/index.html>)をご覧ください、希望金融機関を選んでください。
参加金融機関と商品一覧は随時変更される場合がありますので、上記ホームページの掲載情報を必ずご確認ください。

②「証明書」(会員歴、会費口数、会費に未納がないことを証明する)発行: お近くの支部(市内5支部)または中小企業振興部 経営相談室にお越しください。
※必ず、大阪商工会議所発行の「会員証」および会費領収書をご持参ください。

③希望金融機関へ申し込み: 希望金融機関に必要な書類などをご確認いただいた上で、会議所が発行した「証明書」を添えて、申込金融機関の手続きに従ってお申し込みください。
審査の結果によりご希望に添えない場合があります。融資金額、融資条件等は、審査の結果により決定されます。
「大阪商工会議所会員への優遇措置」欄においては、優遇措置と考えられそうな商品性(例えば、無担保、無保証など)でも、商工会議所の会員以外にも適応されるものは本一覧には掲載しておりません。商工会議所の会員にのみ適用される優遇措置を掲載しております。

【ご留意事項】

	金融機関名／お問い合わせ先	ご利用できる条件	融資限度額・使途	金 利	融資期間・返済方法	担保・保証人	審査	手数料	大阪商工会議所会員への優遇措置
法人企業・個人企業の利用	永和信用金庫 当金庫本店窓口	法人および個人事業者の方で、融資基準を満たされる方	100万円以上1,000万円以内(10万円単位)	当金庫所定の金利 (当金庫所定の基準で決定し、年2回見直しする)	運転資金:5年以内 設備資金:7年以内 毎月分割返済元金均等 (一括返済不可)	担保:原則不要 保証人:「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、必要となる場合がある	会 員 優 遇 (内容は『大阪商工会議所会員への優遇措置』欄をご覧ください)		金利等の融資条件が有利になる(スコアリングで加算がある)。
	大阪商工信用金庫 当金庫本店窓口	①大阪市内で3年以上、同一事業を営んでいる方 ②会費の支払い振りに問題のない方 ③直近決算において債務超過でない方	100万円～1,000万円 法人および個人事業者の運転資金・設備資金	当金庫所定の金利 (変動金利)	毎月元金均等分割返済5年以内(据置期間6ヵ月以内)	担保:原則不要 保証人 法人:原則代表者及び実質的な経営権を有している方 個人:同一事業に従事される配偶者または事業承継者の方1名	会 員 優 遇 (内容は『大阪商工会議所会員への優遇措置』欄をご覧ください)		スピード審査(原則2週間以内に審査結果をご回答いたします)※但し、ご相談内容によって2週間を超える場合がございます。
	大阪信用金庫 融資部 0120-880-568	①当金庫地区内で同一事業を3年以上営業している ②公序良俗に反しない業種 ③直近決算において、実質債務超過でないこと (個人の方は2期連続赤字でないこと)	法人:100万円以上、1,000万円以内 個人:100万円以上、500万円以内	会 員 優 遇 (内容は『大阪商工会議所会員への優遇措置』欄をご覧ください)	7年以内 (一括返済および元金均等返済。据置不可)	担保:原則不要 保証人 法人:代表者 個人:不要 ※法人・個人とも後継者、実質経営者の方は保証人とする。			固定金利 期間 5年以内 1.50% 5年超～7年以内 2.00%
	関西みらい銀行 当行本支店窓口	【個人事業者向け】 ①青色申告書で確定申告されている個人事業主であること ②直近で「貸借対照表」「損益計算書」を添付して申告していること ※2期以上の確定申告が必要 ③大阪信用保証協会の保証が受けられること	8,000万円以内 (ただし直近申告における平均月商3ヵ月分まで(設備資金除く))	会 員 優 遇 (内容は『大阪商工会議所会員への優遇措置』欄をご覧ください)	1年超7年以内 毎月均等分割返済(6ヵ月以内の据置可)	担保:不要 保証人:不要 (第三者保証人不要)	原則3営業日以内のスピード審査		【個人事業者向け】 金利優遇として当行所定の金利(変動金利)より「▲0.3%優遇」する。
		【法人事業者向け】 ①直近2期以上の決算書を提出していただける法人であること ②大阪信用保証協会の保証が受けられること	8,000万円以内 (ただし直近申告における平均月商3ヵ月分まで(設備資金除く))	会 員 優 遇 (内容は『大阪商工会議所会員への優遇措置』欄をご覧ください)	1年超7年以内 毎月均等分割返済(6ヵ月以内の据置可)	担保:不要 保証人: 原則法人代表者 (第三者保証人不要)	原則3営業日以内のスピード審査		【法人事業者向け】 金利優遇として当行所定の金利(変動金利)より「▲0.1%優遇」する。
	徳島大正銀行 大阪中央営業部 06-6268-1011	①会議所会員歴3年以上で会費の未納及び支払遅延がないこと ②税金未納がないこと ③当行本支店所在地から概ね1km内で営業しており、当行と融資取引がないこと ④同一事業を継続して3年以上 ⑤売上高が原則、10億円以下で前年比売上減少10%以内 ⑥法人は2期連続経常利益計上、かつ決算期より6ヵ月経過している場合 試算表で経常利益計上していること。 個人は申告所得300万円以上又は専従者給与を含め400万円以上計上していること ⑦直近決算で債務超過でない ⑧直近決算期で繰越損失がない ⑨借入依存度が年商×50%以内	2,000万円以内かつ 運転資金:平均月商×2の範囲 設備資金:平均月商×5の範囲	会 員 優 遇 (内容は『大阪商工会議所会員への優遇措置』欄をご覧ください)	3年以内(毎月元金均等分割、据置期間なし)	担保:不要 保証人 法人:代表者の証書面保証 個人:1名以上の証書面保証			優遇金利として「3.875～6.375%」を適用する(変動金利)。
	のぞみ信用組合 大阪市内 「のぞみ信用組合 本・支店窓口」 本店営業部 06-6944-2101	①会議所会員歴が3年以上で会費を完納していること (250万円以内の場合、新規会員も可) ②現在、大阪市内で5年以上継続して同一事業を営んでいる個人・法人であること ③個人…府市町村税が前年の所得に応じて課税される所得割である方 法人…法人市町村民税が前年の法人税額に応じて課税される法人税割であること ④税金の滞納がないこと ⑤直近決算において、債務超過でないこと ⑥その他、当組合の審査基準を満たしていること	④500万円以内(会員歴3年以上) ⑤250万円以内(新規会員) 事業資金	④6.15～6.60% ⑤6.60～7.35% (年2回見直しの短プラ連動変動金利)	5年以内	担保:原則不要 保証人:法人事業者の場合は代表者		会 員 優 遇 (内容は『大阪商工会議所会員への優遇措置』欄をご覧ください)	融資実行手数料11,000円を無料とする。

(注)事務取扱手数料は、消費税込みです。

会員企業向け融資

大商プレミアム融資

のご案内

14金融機関それぞれに、大阪商工会議所会員企業向け商品として、金利、手数料などに優遇措置を設けたオリジナル商品を開発していただきました。貴社に合う商品を見つけていただき、新しい金融機関とのお付き合いを始めるきっかけにお役立てください。

【参加金融機関・商品一覧】

(2023年 6 月25日現在)

【お申し込みいただける方】

大阪商工会議所会員企業(大阪市内に主たる事業所がある方)

※金融機関によって業歴、会員歴等で条件がある場合がございます。

【お申し込み方法】

①希望金融機関の決定:「参加金融機関・商品一覧」ならびに大阪商工会議所のホームページ(<https://www.osaka.cci.or.jp/Jigyou/premium/index.html>)をご覧ください、希望金融機関を選んでください。
参加金融機関と商品一覧は随時変更される場合がありますので、上記ホームページの掲載情報を必ずご確認ください。

②「証明書」(会員歴、会費口数、会費に未納がないことを証明する)発行: お近くの支部(市内5支部)または中小企業振興部 経営相談室にお越しください。
※必ず、大阪商工会議所発行の「会員証」および会費領収書をご持参ください。

③希望金融機関へ申し込み: 希望金融機関に必要な書類などをご確認いただいた上で、会議所が発行した「証明書」を添えて、申込金融機関の手続きに従ってお申し込みください。

審査の結果によりご希望に添えない場合があります。融資金額、融資条件等は、審査の結果により決定されます。
「大阪商工会議所会員への優遇措置」欄においては、優遇措置と考えられそうな商品性(例えば、無担保、無保証など)でも、商工会議所の会員以外にも適応されるものは本一覧には掲載しておりません。商工会議所の会員にのみ適用される優遇措置を掲載しております。

【ご留意事項】

	金融機関名／お問い合わせ先	ご利用できる条件		融資限度額・使途	金 利	融資期間・返済方法	担保・保証人	審査	手数料	大阪商工会議所会員への優遇措置
法人 企業 の み の 利 用	尼崎信用金庫 当金庫本支店窓口	①当金庫本支店の営業エリア内に事業所を有する法人 ②法人の業歴2年以上 ③お申込み時点で税金の未納がないこと ④借入れに延滞がないこと ⑤その他当金庫所定の条件を満たしていること		1,000万円以内 (但し、直近決算の平均月商の範囲内) 運転資金	会 員 優 遇 (内容は『大阪商工会議所会員への優遇措置』欄をご覧ください)	3年以内 元金均等分割返済もしくは 元利金等分割返済	担保:不要 保証人:代表者のみ (第三者保証不要)	スピード回答(審査の状況によっては、お時間をいただく場合あり)		優遇金利として当金庫所定の金利より「年▲0.125%優遇」する。(変動金利)
	池田泉州銀行 大阪市内の本支店窓口 本店営業部 06-6376-1781	Aタイプ: ①業歴3年以上 ②最新決算期において債務超過でないこと ③当行と融資取引がない方		5,000万円以内 運転資金・設備資金	会 員 優 遇 (内容は『大阪商工会議所会員への優遇措置』欄をご覧ください)	5年以内・分割返済	担保:不要 保証人:代表者のみ (第三者保証不要)			優遇金利の「2.2%以上(変動金利)」を適用する。
		Bタイプ: ①業歴2年以上 ②大阪信用保証協会の保証が受けられる方		8,000万円以内 運転資金・設備資金 運転資金:平均月商の3ヵ月以内	会 員 優 遇 (内容は『大阪商工会議所会員への優遇措置』欄をご覧ください)	7年以内・分割返済 ※設備資金の場合10年以内	担保:不要 保証人:代表者のみ (第三者保証不要) 保証料:保証協会所定の利率 (一括前払方式)	最短3営業日で審査結果を回答		優遇金利として当行所定の金利より「▲0.1%優遇(変動金利)」する。
	大阪シティ信用金庫 当金庫本支店窓口	①大阪信用保証協会の保証が受けられること ②設立後3年以上の法人 ③決算書(直近3期分が必要)	利用対象外: ①保証協会で事故歴がある先 (含む 返済条件変更先) ②債務超過先 ③営業赤字先 ④債務不履行先 (取引停止処分、法的整理先等)	8,000万円以内 運転資金:月商の3ヵ月以内 設備資金:月商の5ヵ月以内	会 員 優 遇 (内容は『大阪商工会議所会員への優遇措置』欄をご覧ください)	運転資金7年以内 設備資金10年以内 (元金均等分割返済、据置期間6ヵ月以内)	連帯保証人:ご融資案件に応じ相談			優遇金利として当庫基準金利より「1～3年:▲1.50%」「3年超～5年:▲1.25%」「5年超～7年:▲1.00%」優遇する。(いずれも変動金利)
	三十三銀行 大阪支店 06-6222-1251	次の条件にすべて該当するお客様 ①大阪商工会議所の会費の未納が無い方 ②業歴3年以上で、税金の延滞が無い方 ③決算書(確定申告書)3期分の提出が可能な方		10万円以上1,000万円以内(1万円単位) 運転資金および設備資金	変動金利 ※金利変動ルール:当行短期プライムレート連動	1年以上5年以内 毎月元金均等返済 または元利均等返済	担保:不要 保証人:代表者 (第三者保証人は不要です)		会 員 優 遇 (内容は『大阪商工会議所会員への優遇措置』欄をご覧ください)	通常期間に応じ11,000円～22,000円の取扱手数料を無料とする。
	商工中金 大阪支店 06-6532-0309	①業歴3年以上、かつ、会議所会員歴3年以上 ②申込時点において税金の未納がないこと ③金融業、貸金業及びこれに準ずる業種、及び公序良俗に反する業種でないこと ※商工中金の株主となっている中小企業団体(組合等)に加入していることが必要		3,000万円以内(100万円単位) 但し、直近決算における平均月商額以内 運転資金	会 員 優 遇 (内容は『大阪商工会議所会員への優遇措置』欄をご覧ください)	3年以内 (元金均等分割償還 (月賦方式、利息前払い)) 据置期間はなし	担保:不要 保証人:原則として法人の代表者1名			当金庫の同種商品利率から「▲0.1%優遇」する。 さらに、日本税理士連合会所定の『『中小企業の会計に関する指針』の適用に関するチェックリスト』又は、『『中小企業の会計に関する基本要領』の適用に関するチェックリスト』の添付があれば「▲0.3%優遇」する。
	三井住友銀行 法人プロモーション オフィス 0120-16-2310	①業歴2年以上で、確定した決算書3期分を提出可能であること(業歴2年のお客さまは、決算書2期分をご用意ください) ②当行のお取扱窓口にご来店が可能であること(地域によってはお取扱できない場合あり) ③最新決算期において、債務超過(貸借対照表の純資産の部がマイナス)でないこと ④お申込時点において、税金の未納がないこと		1億円以下 運転資金・設備資金 (決算賞与資金としてのご利用も可能)	変動金利・固定金利 (各種金利優遇制度あり) ※審査結果に応じた当行所定の金利を設定する。	融資期間: 最長7年(据置期間設定可能) ※資金使途及び当行所定の審査の結果により決定する。 返済方法: 元金均等返済	担保:不要 保証人:第三者保証不要 (但し、代表取締役全員の連帯保証が必要)		会 員 優 遇 (内容は『大阪商工会議所会員への優遇措置』欄をご覧ください)	取扱手数料: *初めて当行からの借入を行う場合:0円。 (通常の場合:77,000円〔但し3,000万円以上の借入の場合99,000円〕) *上記以外の場合:初回0円。 (通常の場合:33,000円〔但し3,000万円以上の借入の場合55,000円〕)
	三菱UFJ銀行 ビジネスローン部 0120-325-552	①会議所の会員証明書発行を受けた会員企業であること ②業歴2年以上で、確定した決算書2期分をご提出可能なこと ③最新決算期において債務超過(貸借対照表の「資本の部」または「純資産の部」がマイナス)でないこと ④お申込み時点で税金の未納がないこと ⑤当行の最寄の受付窓口にご来店が可能なこと (地域によってはお取り扱いできない場合あり。)		500万円以上～5,000万円以内 (100万円単位) 事業資金	会 員 優 遇 (内容は『大阪商工会議所会員への優遇措置』欄をご覧ください)	1ヵ月～3年以内 (当行とご融資のお取引が1年以上の場合は、5年以内) 返済方法:融資実行翌月から1ヵ月毎の元金均等返済	担保:原則不要 保証人:第三者保証不要 (代表取締役の連帯保証が必要)		手数料無料	*優遇金利として、審査結果に応じた当行所定の金利より「年▲0.25%金利を優遇」する。 (優遇後金利は年2.1%～9.0%) ※当行の短期プライムレートに連動して、変動する。
	りそな銀行 当行本支店窓口	以下の全ての条件を満たす中小企業の方(法人・個人どちらでも可) ①大阪府内で継続して同一事業を営んでいる方 ②2期以上の確定決算(12ヵ月決算)または確定申告(貸借対照表と損益計算書を添付した青色申告)を2期以上行っている方		法人: 1億6,000万円以内 個人: 8,000万円以内 事業性資金(運転、設備資金)	会 員 優 遇 (内容は『大阪商工会議所会員への優遇措置』欄をご覧ください)	運転:1年以上7年以内 (原則) 設備:1年以上10年以内 原則1ヵ月毎元金均等分割返済(元金据置期間:6ヵ月以内)	担保:原則不要(但し、大阪信用保証協会の保証が必要) 保証人:法人の代表者(実質経営者の方を含みます)を除き原則不要 保証料:大阪信用保証協会所定の保証料	事前相談制を採用。 資金需要に対し、タイムリーな対応が可能。 (データ登録作業により遅れる場合もあり)		優遇金利として「▲0.1%優遇」する。

(注)事務取扱手数料は、消費税込みです。